

藤 崎 町
通学路交通安全
プログラム



平成27年3月策定
(平成31年4月改訂)
藤崎町通学路交通安全推進会議

1 プログラムの目的

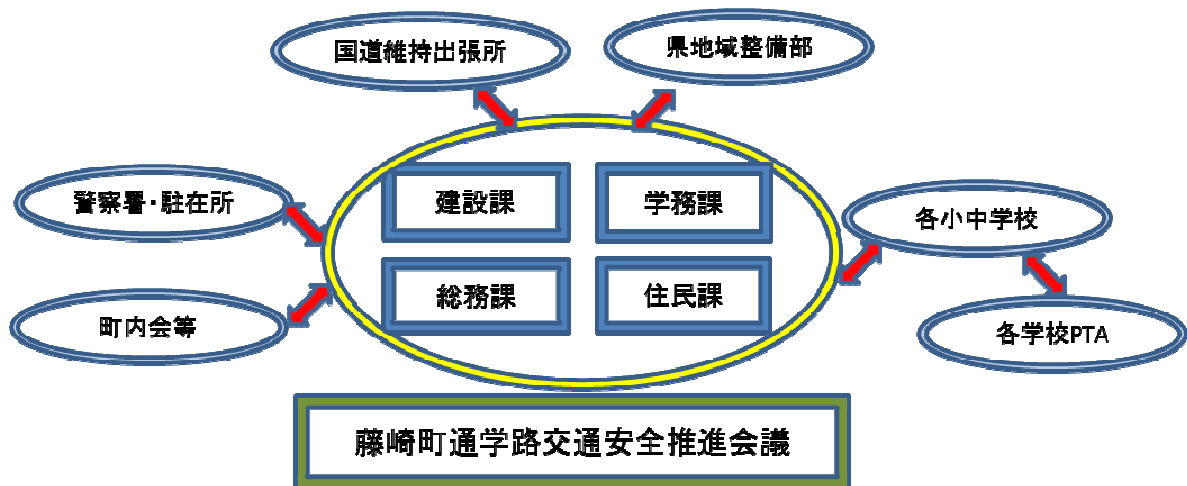
平成24年4月以降、登下校中の児童生徒に自動車が入り込み死傷者が発生する事案が全国各地で発生しました。このことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁（以下3省庁）が連携し「通学路における緊急合同点検」を全国的に実施したところです。しかしながら平成26年9月にも下校中の児童に交通事故による死亡するなどさらなる取り組みが求められています。

これらのことを受けて町では、『藤崎町 通学路交通安全プログラム』を策定し児童生徒の通学時における安全安心確保の推進を図ることとしたものです。

2 通学路の安全対策に関する体制

緊急合同点検で培った連携体制を有効に活用して、通学路等の安全対策実施のため、役場内の関係部署を中心とした通学路交通安全推進会議を設置し、必要に応じて関係機関との連絡・調整・意見聴取をしながらプログラムを推進することとします。

構 成 員	役 割
【道路管理者】 ・藤崎町建設課	所管する道路についての ・交通安全施設の検討・整備（ハード対策） ・道路管理対策の検討・実施（ソフト対策） その他道路管理者（国・県）との連絡調整
【学校関係者】 ・藤崎町教育委員会学務課	・所管する学校への連絡調整 ・学校指定通学路に関する助言・指導 ・安全教育の推進支援
【交通管理者】 ・藤崎町総務課	通学路についての ・交通規制の検討（ソフト対策） ・交通安全施設の検討（ハード対策） ・公安委員会（弘前警察署）との連絡調整 ・町内会等との連絡調整
【学童保育関係者】 ・藤崎町住民課	・学童保育委託業者への連絡調整



3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路等の安全を確保するため、平成24年度に実施した緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

Plan	4月 ～ 5月	各学校からの意見聴取 学童保育委託業者等からの意見聴取	学務課 住民課
	6月	検討会で対策方法等の協議 関係機関への協議 対策箇所・方法の決定	推進会議
Do	7月 ～ 12月	対策実施期間	関係諸機関
Check	1月	対策効果の把握	関係諸機関 推進会議
Action	2月 ～ 3月	対策の改善	推進会議

(2) 対策の検討

各学校及び学童保育委託業者等から寄せられた要対策箇所について、関係機関と連携を図りながら箇所ごとに防護柵設置などのハード対策や、ゾーン30指定等の交通規制、見守り隊等による交通安全教育などのソフト対策など、具体的な実施メニューを推進会議において検討します。

(3) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう推進会議において連携を図ります。

(4) 対策効果の把握

要対策箇所について、対策実施後の状況について、実際に期待した効果が上がったかどうか、児童生徒が安全になったと感じているかを確認するため聞き取り調査等を行い、推進会議において対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果について把握します。

(5) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善、充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、ホームページ等で公表します。